

秋田県

第42号

手をつなぐ親たち

平成23年度 春

社団法人
秋田県手をつなぐ育成会
発行人 佐藤 要治
秋田市旭北栄町1-5
秋田県社会福祉会館内
TEL 018 (864) 2718

退任のごあいさつ

佐藤 要治

十五年以上も昔の話で恐縮ですが、当時県の副会長をされていた先輩が育成会役員の七十歳定年説を会報に掲載し物議を醸したことがあり、このことだけが妙に頭の中に残っています。

この是非はさておいても、「人生五十年」は昔の話、現代社会、平均年齢は三十年以上も伸び高齢化社会、老人による限界集落の増加が少子化の対局として紙上を賑わし、特に意図はないものの、臍曲がりの高齢者には「じゃまもの」のような感じを抱かせているようです。

ご多分に漏れず、小生もその人ですが、上記定年はとつくの昔、喜寿も過ぎ立派に後期高齢者の域に達しています。先般、一十三年度の役員改選により、平均年齢は少し若返りましたがそれでも地域によっては後継者不在、高齢をおしてお願いしている地域もあり、大変申し訳なくそのご苦労に深く感謝している次第です。

本年度の事業計画の骨子も「施設保護者会」「市町村育成会」リーダーの育成、研修を掲げていますが、まず「隼より始めよ」で県育成会役員の若返りに向けた対策

と育成こそ急務です。

もう一つ、頭から離れない事は事業の運営とそれに伴うバランスのとれた収支です。昨年、会員各団体からアンケートにより、要望、意見などを把握、その要望に基づき、新年度の収支計画を出しました。(二月の総会で説明済み)結果は大幅な会費の減収(施設保護者会の実利用人数の減少に伴う会費算出ほか)となり、これまでの事業計画にともなう運営は到底出来ません。自立支援法は施設利用から利用者の望む地域へと移行を促し施設を出た利用者はグループホーム、ケアホームへと移行、同時に保護者会も退会してしまい、それが会費減少の原因となっているのです。今年度収入の増加をのぞむには両ホーム移行利用者の組織化による育成会加入、旦退会した団体の再加入の促進および、新しく発足した施設、作業所等への加入働きかけ、又、地域の知人、関係者、名士、企業、団体などに働きかけ、賛助会員として加入していただくなどの運動により、不足分を補充、会の事業を円滑に進めるべくそのための意気疎通をはかる年となることと思います。進めたい事業はあってもそのための資金が不足・・・が県育成会の現状です。

最後に、在任中の四年間、感じ、

考えていたことですが「秋田県手をつなぐ育成会」は会員数が三千〜四千名と決して小さい団体ではありません。この組織を下部機関との意思疎通をはかり、その意向を把握し、上部機関を通じ国に具申、その結果を多くの会員へ伝達して行くためには実際、現在の事務体制では大変な作業です。ついにはこれを支援し、支えて行くための外郭的団体として会員、あるいは福祉の関係者によるボランティアのような又はNPOのような組織が欲しい、あってもよいのでは・・・と、これを夢物語に終らせず、県育成会ファンあるいはOB会によりすすめて行きたい。願いは一つ。県育成会をみんなの手で支援でさらに育て、発展させていたきたい。

就任に際して

新会長 谷内 和夫

この度、図らずも、育成会七代目会長・佐藤要治氏のあとをお引き受けすることになりました。

近藤会長十年・佐藤会長四年と続いた育成会はまさに磐石の構えであり、いろいろな機会に両氏から蒙を啓いていただきました。お一方のご多幸とご健康を祈りつつ、今後のご指導も併せてお願い申し上げる次第です。

さて、去る三月十八日の総会で既に承認されているように、平成二十二年年度の課題は「次代を担う会員の育成と組織・個人加入の拡大」「障がい者総合福祉法」(仮)や権利擁護に関する理解促進」「本人活動の積極的な人的支援」「新公益法人への移行」等々、枚挙にいとまのないほどです。

育成会には多くの難問を抱えてはいますが、会員一人ひとりが孤立することなく、活動することにより会員であることのメリットが内在していることを肝に銘じ、強いスクラムを組んで前進したいものです。皆様の今後の層のご支援とご協力をお願い申し上げます。



平成二十二年度事業計画

本年度事業の方針

知的障がい児・者福祉制度は、障害者自立支援法による契約制度によって各種サービスが提供されてますが、利用者負担や障害程度区分など利用者にとって改善して欲しい事項が多々あります。国では、これらのことを踏まえ、平成十五年度に障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法」（仮称）の制定を目指しており、この制度改革のため、障がい者本人及び関係団体が参画しながら本格的な検討が進められ、私たちも大きな期待を持っていますとともに私たちの声を制度に反映させる絶好の機会でもあります。

秋田県手をつなぐ育成会は、こうした国の動きを踏まえ、市町村育成会・施設保護者会会長等研修会、全会員研修会や二地区協議会で課題等を協議のうえ、要望事項として全日本手をつなぐ育成会を通じて、国の制度改革検討委員会へ強く働きかけるとともに障がい者が普通に暮らせる共生社会の実現のため会員 丸となつて、次の事項を方針として事業を推進します。

①次代を担う会員の育成と組織加入、個人加入拡大のための取り組み

組

②あたらしい制度「障がい者総合福祉法」（仮称）の動向や、自立に向けた権利擁護に関する諸問題を研修、理解するための取り組み

③県内三地区組織体制を拡大強化し、持続性のある事業とするための取り組み

④第五十二回手をつなぐ育成会秋田県大会男鹿大会の開催と今後のありかた、内容の検討

⑤市町村育成会・施設保護者会の情報交換、研修会など連携の機会を強めるための取り組み

⑥本人活動に対する積極的な支援協力（特に人的支援を）

⑦秋田県知的障害者福祉協会との情報交換と協働活動するための取り組み

⑧特別支援学校や特別支援学級保護者への育成会活動を理解していただくための取り組み、就学前の幼児期保護者への支援

⑨行政機関、教育機関、他関係団体との連携強化と情報の交換

⑩新公益法人制度移行のための取り組み

⑪会員が必要とする資料のスピーディな配布と周知・ホームページの開

主な事業と予算

① 研修活動等推進事業

全日本育成会の主催行事や会議、研修会に参加し、その情報を会員や支援者などの関係者の研修にフィードバックするとともに、次代を担う若い会員を養成するために、会員や特別養護学校等の保護者を対象とした研修会を開催することにより、保護者や支援者等の活動に役立

② 二地区協議会研修事業

全県の研修会は、秋田市が中心となるため、参加出来ない会員、支援者、特別支援学校保護者が多い。このため、多くの会員等が参加出来るよう県北・中央・県南地域で会員等の要望を取り入れた研修会を企画し、研修事業を実施する。

③ 障害者支援事業合同研修会

知的障害者関係施設職員とその保護者が一堂に会し、個々の施設と保護者では協議の出来ないような事項について、協議・研修や知的障害者の処遇に関し対策の進んでいる施設や保護者会の情報を交換することにより、それぞれの施設での処遇改善や保護者会活動に繋げる。

④ 特別支援学校保護者相談会

特別支援学校保護者は、卒業後

の進路について不安を感じている。そのため、障害者の子育てに経験のある育成会会員と懇談会を開催し、各種相談に応ずる。

⑤ 本人活動支援事業・スポーツ教室活動事業

障害者本人の社会参加を促すため、支援者の協力を得ながら、本人達が実行委員会を組織し、毎年度事業計画を作成し、本人大会や音楽活動、文化活動、ボランティア活動、学習会活動、スポーツ活動などを実施する。

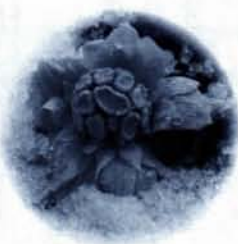
⑥ 啓発活動推進事業費

ア 市町村育成会・施設保護者会特別支援学校等への情報提供
イ ホームページでの情報提供
ウ 会報発行事業等

⑦ 管理・運営・負担金

事業推進するための事務局の人員費や運営費、全日本手をつなぐ育成会等への負担金

⑧ 手をつなぐ育成会秋田県大会
⑨ 全日本手をつなぐ育成会の情報誌「手をつなぐ」の配布



平成 23 年度手をつなぐ育成会予算

一般会計	10,343千円	⑥啓発活動推進事業	526千円
①研修活動等推進事業費	930千円	⑦管理・運営費・負担金等	7,198千円
②三地区協議会研修事業	385千円	特別会計	
③障害者支援事業合同研修会	197千円	⑧手をつなぐ育成会秋田県大会	2,380千円
④特別支援学校保護者相談会	197千円	⑨情報誌「手をつなぐ」の配布	1,628千円
⑤本人活動支援事業等	910千円		

谷内会長のもとに新体制

去る一月十八日の総会において、任期満了に伴う役員の改選が行われました。新しく役員になった方々をご紹介します。

任期は平成 十二年四月一日～十五年一月三十 日までです。

会長 谷内 和夫（秋田市）新
副会長 兎澤 正文（鹿角市）再
理事 高橋 精一（秋田市）新
柴田 貞一（大仙市）新
齋藤 健一（大館市）再
白川 文夫（北秋田市）新
高橋 恭治（能代市）再
佐藤 真（能代市）新
松山 洋子（男鹿市）再
柏谷 敏郎（秋田市）新
田中 勉（秋田市）再
菅原 幸一（秋田市）再
鷹島 敏男（由利本荘市）新
池田 芳雄（由利本荘市）新
高橋 博（にかほ市）再
田口ひとみ（仙北市）再
齊藤 忠治（美郷町）再
神谷 長（横手市）新
中山 論（湯沢市）再
矢野 寛子（羽後町）再
柿崎 文夫（秋田市）再
小松 拓治（秋田市）再
この度御退任される佐藤要治会長は顧問、武内良悦副会長は相談役としてご指導をいただきます。

会費基準の見直しについて

平成 十二年度は、会費の基準を見直し、施設保護者会においては、これまでの定員数から、実際の利用者数に変更、市町村育成会は基準はそのままですが、人口減少により減額となっています。両方併せて七十万円の減額です。このままでは県育成会の事業が成り立たなくなってしまうので、今年度からグループホーム・ケアホーム入居者の保護者の方々と、育成会の会員になつていない人を対象に、入会を勧めることと、個人や団体・企業の皆様に賛助会員としてご協力をお願いすることとしております。皆様の知人等を通じて、賛助会員としてご協力くださるよう働きかけをお願いします。

入会については、所属の市町村育成会、施設保護者会を通じて、手続きをお願いします。

★ 平成二十一年度は、次の方々に賛助会員等として会の活動を応援していただきました。会員一同ご協力に感謝申し上げます。

鎌田君子様 貴俵邦彦様
貴俵七郎様 小田嶋栄悦様
小野瑞枝様 谷口洋子様
西村英幸様 佐々木慶太郎様
勝山次男様 小笠原佳江様
田中孝美様 長橋和子様

寄付金

北都銀行職員組合様

山下克子様 武内美智子様
猪俣 洋様 金 慶一様
阿部博雄様 菅原ユウ子様
滝 順子様 佐々木芳子様
近藤昭三様 越後鉄雄様
元吉ミチ様 最上谷秀雄様
小松拓治様 樋口貞夫様

平成二十一年度の主な予定

第 回 総 会

五月 十六日（木）

十時三十分～

県社会福祉会館三階会議室

一 第五十一回手をつなぐ育成会

秋田県大会

九月四日（日）九時三十分～

男鹿市文化会館

一 第五十一回手をつなぐ育成会

東北ブロック大会（山形大会）

十月十五日（土）～十六日（日）

十二時～

山形市 山形国際ホテル

四 第六十回手をつなぐ育成会

全国大会（東京大会）

十月五日（土）～六日（日）

東京国際フォーラム

第53回手をつなぐ育成会秋田県大会（男鹿大会）

<大会スローガン>

「幸せにつながる地域社会の実現にむけて」
 ～高齢化社会にむけて、親も子ども安心して暮らせる地域づくり～
 ～新しい福祉制度の充実にむけて立ち上がろう～

<日時>

平成23年9月4日（日） 午前9時30分から午後3時20分

<会場>

男鹿市民文化会館 男鹿市中央公民館（電話0185 23-2251） 男鹿市船川港船川字海岸通り2号14-2

<主な内容>

- ・式典
- ・講演 テーマ「親も子ども安心して暮らせる社会（仮題）」 長谷川 恵光氏
- ・アトラクション 「なまはげ太鼓」 男鹿海洋高校
- ・ディスカッション テーマ「幸せにつながる地域社会の実現にむけて」
司会者 内海 淳（秋田大学教育文化部准教授）
- ・本人大会 社会見学・話し合い 男鹿水族館「GAO」

<参加費>（資料・昼食代含む）

参加者 1人 2,500円 本人 1人 1,500円（昼食1,000円、水族館入場料500円）



編集後記

今年度は、例年になく大雪に見舞われたと思っていたら一月十日の東北沖大震災と、報道で見る限りあまりの悲惨な状況に、驚いている毎日です。被災された東北の育成会の関係者の皆様、福島原子力発電所周辺の皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに同じ育成会の仲間として、復興に何かお手伝い出来ないかと思っているところです。

平成十年度第 回総会については、大震災の関係で、当初出席を予定していた会員の中には、ガソリンが入りず、やむを得ず出席ができないう会員が出る状況もありましたが、交通事情の悪く、ご出席をいただいた多くの会員の皆様、当日は雪が降る中、会場の社会福祉会館が燃料不足で暖房が入らない悪条件にも関わらず、熱心にご討議をいただき、平成十二年度の事業計画等を原案通りご承認いただきました。財政的に厳しい状況ではありましたが新役員の皆様を始め、会員の皆様と丸となつて事業を推進して参りたいと思っております。

事務局 同

広告

ぜんちのあんしん保険

少額短期健康総合保険（無知型）

「ぜんちのあんしん保険」は、一般的な「医療保険」「損害保険」「生命保険」の3種類の保障内容を備え、さらに様々なトラブルに対処する弁護士費用を補償する「権利擁護費用補償」も付帯しています。少額短期保険ならではのより幅広い保障を、より少ない費用で可能にした総合保険です。

4つの保障で
大きな安心

医療保障

1泊2日からの
手厚い入院保障！

個人賠償責任補償

もしものときに
賠償補償！

権利擁護費用補償

頼もしい
権利擁護費用補償！

死亡保障

万一のときの
死亡保障！

■保障内容・保険料 Aプランの場合（契約年齢）満5歳～満74歳

年間保険料 15,000円

病気やケガで死亡されたとき 10万円

がん以外で入院されたとき※（1日につき） 10,000円

がん入院されたとき※（1日につき） 5,000円

入院一時金 10,000円

ケガで通院されたとき※（1日につき） 1,000円

※30日を限度とします。

法律相談費用 5万円までの実費

弁護士委任費用 100万円までの実費

接見費用 1万円までの実費

個人賠償責任保険金（自己負担なし） 1,000万円まで

●より保障が大きい Bプラン Cプラン があります。

注目！「権利擁護費用補償」とは？



知的・発達障害やてんかんのある方がトラブルから救済するための費用を補償するのが「権利擁護費用補償」です。知的・発達障害やてんかんのある方に理解のある弁護士への法律相談や委任費用をサポートします。

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。

詳しい資料をお送りします。お気軽にご連絡ください。

お問い合わせは
当社代理店まで
願いたします。

●募集代理店

岩手県代理店（株）エフシーバンク

TEL 019-643-1511

FAX 019-643-1512

〒020-0121 岩手県盛岡市月が丘2-8-1 マルエイビル2F

●引受保険会社

ともに助け、ともに生きる

ぜんち共済株式会社

損害保険局委（少額短期保険）第14号

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号

岩本町シティラザビル5階